

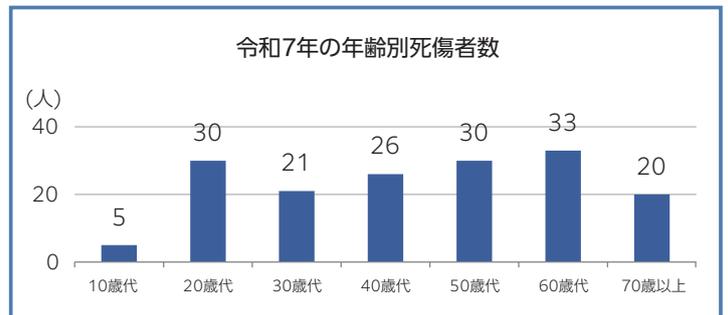
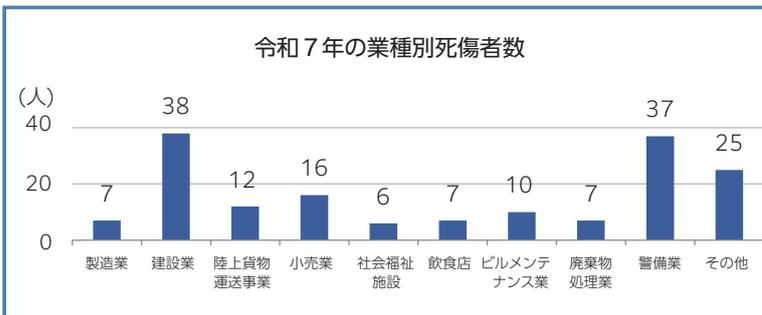
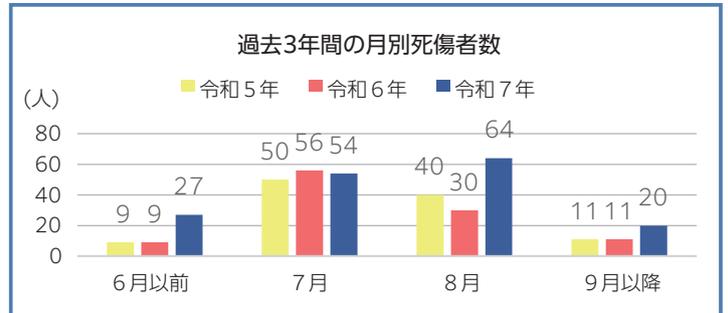
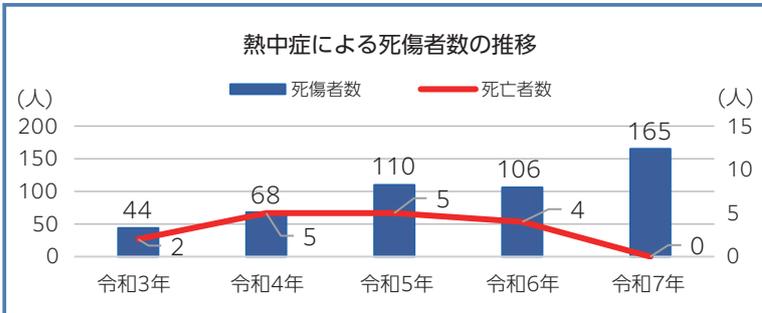
職場の「熱中症」を防ごう！

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。



職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)



暑さ指数の実況と予測



暑さ指数の計算方法



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



教育・研修用動画



動画で学ぶ熱中症予防対策



自分のできる熱中症予防

ロゴマークシール



エイジフレンドリー補助金

高齢労働者を雇用し、対象の労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費の一部を補助する制度となります。



専門講師が解説する講習動画



スポーツ活動中熱中症予防

応急手当カード



令和7年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業日数	労働災害の概要	熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。	
建設業	60歳代	14日	前日から外構工事作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮（11） ・ 健康状態の確認（13）など 	
			朝から体調が優れず、午前9時頃に早退したところ、帰宅途中で体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。		
警備業	20歳代	7日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱順化への対応（7） ・ 健康状態の確認（13）など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。		
飲食店	20歳代	27日	厨房内での揚げ物の調理に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数の把握と評価（1） ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）（4）など 	
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。		
廃棄物処理業	30歳代	7日	工場内で廃棄物の選別作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機の増設（4） ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認（13）など 	
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。		

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1)	暑さ指数の把握と評価	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT基準値に照らし評価すること。
(2)	リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3)	労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4)	暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5)	休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6)	作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7)	暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8)	水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9)	服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10)	プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11)	健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12)	日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13)	健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14)	労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15)	異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。また、東京労働局公式X及び「公式YouTubeチャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。